# 12 障害児支援に係る留意事項

第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費		地域移行支援サービス費	
イ 地域移行支援サービス費([)	3,059 単位	イ 地域移行支援サービス費(I)	<u>3,044 単位</u>
ロ 地域移行支援サービス費(I)	2,347 単位	ロ 地域移行支援サービス費(I)	2,336 単位
第 4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	305 単位	イ 体制確保費	304 単位
口 緊急時支援費		口 緊急時支援費	
(1) 緊急時支援費(I)	<u>711 単位</u>	(1) 緊急時支援費(I)	<u>709 単位</u>
(2) (略)		(2) (略)	
≪障害児通所支援≫		≪障害児通所支援≫	
第 1 児童発達支援		第1 児童発達支援	
児童発達支援給付費(1日につき)		児童発達支援給付費(1日につき)	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定り	見童発達支援を行う場	イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定	ᢄ児童発達支援を行う場
合(ロ又はハに該当する場合を除く。)		合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)	
(1) 利用定員が30人以下の場合	1,085 単位	(1) 利用定員が30人以下の場合	1,081 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	1,004 単位	(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	1,000 単位
③ 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	929 単位	③ 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	925 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	858 単位	(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	855 単位
(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	829 単位	(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	826 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	803 単位	(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	800 単位
(7) 利用定員が81人以上の場合	<u>777 単位</u>	(7) 利用定員が81人以上の場合	<u>774 単位</u>

ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を	·行う場	ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場		
合	合			
(1) 利用定員が 20 人以下の場合 1,38	33 単位	(1) 利用定員が 20 人以下の場合 1,377 単位		
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,19	00 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,185 単位		
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,07	/4 単位	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 1,070 単位		
(4) 利用定員が 41 人以上の場合 <u>97</u>	/4 単位	(4) 利用定員が 41 人以上の場合 970 単位		
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児(法第7条第2項	に規定	ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児(法第7条第2項に規定		
する重症心身障害児をいう。以下同じ。)に対し指定児童発達支援	を行う	する重症心身障害児をいう。以下同じ。)に対し指定児童発達支援を行う		
場合		場合		
(1) 利用定員が 15 人以下の場合 1,33	80 単位	(1) 利用定員が 15 人以下の場合 <u>1,325 単位</u>		
(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 1,03	89 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 1,035 単位		
③ 利用定員が 21 人以上の場合 <u>92</u>	23 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>919 単位</u>		
ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設(	(児童発	二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設(児童発		
達支援センターであるものを除く。以下同じ。)において障害児に	対し指	達支援センターであるものを除く。以下同じ。)において障害児に対し指		
定児童発達支援を行う場合(ホに該当する場合を除く。)		定児童発達支援を行う場合(ホに該当する場合を除く。)		
(1) 主に小学校就学前の障害児(以下「未就学児」という。)に対し	.指定児	(1) 主に小学校就学前の障害児(以下「未就学児」という。)に対し指定児		
童発達支援を行う場合		童発達支援を行う場合		
(-) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>83</u>	80 単位	(-) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>827 単位</u>		
<ul><li>二 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</li></ul>	59 単位	<ul><li> 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</li><li> <u>557 単位</u></li></ul>		
<ul><li>三 利用定員が 21 人以上の場合</li></ul>	85 単位	<ul><li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合</li><li>433 単位</li></ul>		
(2) (1)以外の場合		(2) (1)以外の場合		
(-) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>70</u>	06 単位	(-) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>703 単位</u>		
□ 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	37 単位	<ul><li> 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合</li><li> 465 単位</li></ul>		
(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>36</u>	31 単位	<ul><li>三 利用定員が 21 人以上の場合</li></ul>		

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省	令で定める施設において	ホ	法第6条の2の2第2項に規定する厚生労	働省令で定める施設において
重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場	·合	重	重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行	う場合
(1) 利用定員が5人の場合	<u>2, 096 単位</u>	(1)	利用定員が5人の場合	2,088 単位
(2) 利用定員が6人の場合	<u>1, 755 単位</u>	(2)	利用定員が6人の場合	<u>1,748 単位</u>
③ 利用定員が7人の場合	<u>1, 509 単位</u>	(3)	利用定員が7人の場合	<u>1,503 単位</u>
(4) 利用定員が8人の場合	<u>1, 325 単位</u>	(4)	利用定員が8人の場合	<u>1, 320 単位</u>
(5) 利用定員が9人の場合	<u>1, 183 単位</u>	(5)	利用定員が9人の場合	<u>1, 178 単位</u>
(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,068 単位</u>	(6)	利用定員が 10 人の場合	<u>1,064 単位</u>
(7) 利用定員が 11 人以上の場合	836 単位	(7)	利用定員が 11 人以上の場合	833 単位
へ 共生型児童発達支援給付費	<u>562 単位</u>	^	共生型児童発達支援給付費	<u>560 単位</u>
ト 基準該当児童発達支援給付費		7	基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	<u>667 単位</u>	(1)	基準該当児童発達支援給付費(I)	<u>664 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	<u>562 単位</u>	(2)	基準該当児童発達支援給付費印	<u>560 単位</u>
第2 医療型児童発達支援		第2	2 医療型児童発達支援	
医療型児童発達支援給付費(1日につき)		医療	聚型児童発達支援給付費(1日につき)	
イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不	自由(法第6条の2の2	1	指定医療型児童発達支援事業所において肢	体不自由(法第6条の2の2
第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児	童(以下「肢体不自由児	Э	3項に規定する肢体不自由をいう。)のあ	る児童(以下「肢体不自由児
」という。)に対し指定医療型児童発達支援を行	·う場合 <u>388 単位</u>	J	という。)に対し指定医療型児童発達支援	を行う場合 <u>386 単位</u>
ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心	身障害児に対し指定医療		指定医療型児童発達支援事業所において重	症心身障害児に対し指定医療
型児童発達支援を行う場合	<u>500 単位</u>	西	<sup>則</sup> 児童発達支援を行う場合	<u>498 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に	対し指定医療型児童発達	/\	指定発達支援医療機関において肢体不自由	児に対し指定医療型児童発達
支援を行う場合	<u>337 単位</u>	3	<b>泛援を行う場合</b>	<u>335 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児	に対し指定医療型児童発	=	指定発達支援医療機関において重症心身障	害児に対し指定医療型児童発

キナゼナケミ坦人	440 × /-	**ナゼナケミ坦人	
達支援を行う場合 	449 単位	達支援を行う場合 	<u>447 単位</u>
第3 放課後等デイサービス		第3 放課後等デイサービス	
放課後等デイサービス給付費(1日につき)		放課後等デイサービス給付費(1日につき)	
イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指	定放課後等	イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指揮	定放課後等
デイサービスを行う場合(ハ、二又はホに該当する場合を除く。	, )	デイサービスを行う場合(ハ、二又はホに該当する場合を除く。	, )
(1) 区分1の1		(1) 区分1の1	
(-) 利用定員が 10 人以下の場合	660 単位	一 利用定員が 10 人以下の場合	656 単位
二 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	443 単位	🗅 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	440 単位
三 利用定員が 21 人以上の場合	333 単位	😑 利用定員が 21 人以上の場合	331 単位
② 区分1の2		(2) 区分1の2	
(-) 利用定員が 10 人以下の場合	649 単位	⊝ 利用定員が 10 人以下の場合	645 単位
二 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	433 単位	🗅 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>431 単位</u>
三 利用定員が 21 人以上の場合	326 単位	😑 利用定員が 21 人以上の場合	324 単位
③ 区分2の1		③ 区分2の1	
(-) 利用定員が10人以下の場合	612 単位	⊝ 利用定員が 10 人以下の場合	609 単位
二 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	407 単位	🗅 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	405 単位
三 利用定員が 21 人以上の場合	306 単位	😑 利用定員が 21 人以上の場合	304 単位
(4) 区分2の2		(4) 区分2の2	
(-) 利用定員が 10 人以下の場合	599 単位	⊝ 利用定員が 10 人以下の場合	596 単位
二 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	398 単位	🗅 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	396 単位
三 利用定員が 21 人以上の場合	299 単位	😑 利用定員が 21 人以上の場合	<u>297 単位</u>
ロ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課	後等デイサ	ロ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課役	後等デイサ
ービスを行う場合 (ハ、二又はホに該当する場合を除く。)		ービスを行う場合(ハ、二又はホに該当する場合を除く。)	

(1)	区分 1		(1)	区分 1	
(-)	利用定員が 10 人以下の場合	792 単位	(-)	利用定員が 10 人以下の場合	787 単位
( <u>_</u> )	利用定員が11人以上20人以下の場合	<del>702 平位</del> 532 単位	(=)	利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<del>707 单位</del> 529 単位
( <u>=</u> )	利用定員が21人以上の場合	<u>552 平位</u> 412 単位	( <u>=</u> )	利用定員が21人以上の場合	<u>929 平位</u> 410 単位
(2)	区分2	<u> </u>	(2)	区分2	<u>+10 + 14</u>
(-)	利用定員が 10 人以下の場合	730 単位	(-)	利用定員が 10 人以下の場合	726 単位
	利用定員が 10 人以下の場合 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>730 单位</u> 486 単位		利用定員が 10 人以下の場合 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(=)			(=)		483 単位
(三)	利用定員が21人以上の場合	<u>376 単位</u> 、	(三)	利用定員が21人以上の場合	374 単位
/\	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ì	/\	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ì
(1)	授業の終了後に行う場合		(1)	授業の終了後に行う場合	
(-)	利用定員が5人の場合	<u>1,754 単位</u>	(-)	利用定員が5人の場合	<u>1,744 単位</u>
( <u></u>	利用定員が6人の場合	1,466 単位	( <u></u>	利用定員が6人の場合	1, 458 単位
( <u>=</u> )	利用定員が7人の場合	1, 262 単位	( <u>=</u> )	利用定員が7人の場合	1, 255 単位
(四)	利用定員が8人の場合	<u>1, 107 単位</u>	(四)	利用定員が8人の場合	<u>1, 101 単位</u>
(五)	利用定員が9人の場合	988 単位	(五)	利用定員が9人の場合	982 単位
(六)	利用定員が 10 人の場合	892 単位	(六)	利用定員が 10 人の場合	887 単位
(t)	利用定員が 11 人以上の場合	685 単位	( <del>t</del> )	利用定員が 11 人以上の場合	681 単位
(2)	休業日に行う場合		(2)	休業日に行う場合	
(-)	利用定員が5人の場合	2,036 単位	(-)	利用定員が5人の場合	2,024 単位
( <u>_</u> )	利用定員が6人の場合	1,704 単位	( <u></u>	利用定員が6人の場合	1,694 単位
(三)	利用定員が7人の場合	1,465 単位	(三)	利用定員が7人の場合	<u>1, 457 単位</u>
(四)	利用定員が8人の場合	1, 287 単位	(四)	利用定員が8人の場合	1, 280 単位
(五)	利用定員が9人の場合	1, 149 単位	(五)	利用定員が9人の場合	<u>1, 142 単位</u>
(六)	利用定員が 10 人の場合	1,038 単位	(六)	利用定員が 10 人の場合	1,032 単位

(t) 利用定員が 11 人以上の場合809 単位(t) 利用定員が 11 人以上の場合804 単二 共生型放課後等デイサービス給付費二 共生型放課後等デイサービス給付費(1) 授業の終了後に行う場合429 単位(1) 授業の終了後に行う場合427 単(2) 休業日に行う場合554 単位(2) 休業日に行う場合551 単ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)(一) 授業の終了後に行う場合533 単位(一) 授業の終了後に行う場合530 単(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)
(1) 授業の終了後に行う場合       429 単位       (1) 授業の終了後に行う場合       427 単位         (2) 休業日に行う場合       554 単位       (2) 休業日に行う場合       551 単         ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費       (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費       (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)       (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)         (一) 授業の終了後に行う場合       533 単位       (一) 授業の終了後に行う場合       530 単         (二) 休業日に行う場合       658 単位       (二) 休業日に行う場合       654 単
(2) 休業日に行う場合       554 単位       (2) 休業日に行う場合       551 単         ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費       ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費       (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)       (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)         (一) 授業の終了後に行う場合       533 単位       (一) 授業の終了後に行う場合       530 単         (二) 休業日に行う場合       658 単位       (二) 休業日に行う場合       654 単
木 基準該当放課後等デイサービス給付費
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)       (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)         (一) 授業の終了後に行う場合       533 単位       (一) 授業の終了後に行う場合       530 単位         (二) 休業日に行う場合       658 単位       (二) 休業日に行う場合       654 単
(-) 授業の終了後に行う場合       533 単位       (-) 授業の終了後に行う場合       530 単位         (二) 休業日に行う場合       658 単位       (二) 休業日に行う場合       654 単
(二) 休業日に行う場合       658 単位       (二) 休業日に行う場合       654 単
(の) 甘油まりお開後生ごとは、は、外は串(型)
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)   (2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)
(-) 授業の終了後に行う場合429 単位(-) 授業の終了後に行う場合427 単
(二) 休業日に行う場合   554 単位   (二) 休業日に行う場合   551 単
第 4 居宅訪問型児童発達支援 第 4 居宅訪問型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 991 単位 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988 単
第 5 保育所等訪問支援 第 5 保育所等訪問支援
保育所等訪問支援給付費(1日につき)   991 単位   保育所等訪問支援給付費(1日につき)   988 単
≪障害児入所支援≫
第 1 福祉型障害児入所施設 第 1 福祉型障害児入所施設
福祉型障害児入所施設給付費(1日につき) 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)
イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。 イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除ぐ
以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が

3	 は施設であるとき	897 単位	<b>3</b> !	 虫施設であるとき	891 単位
(2)	入所定員が 10 人の場合		(2)	入所定員が 10 人の場合	
(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施	設であるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設	<b>殳であるとき</b>
		<u>784 単位</u>			779 単位
( <u>—</u> )	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,617 単位	(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,606 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	897 単位	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	891 単位
(3)	入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3)	入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施	設であるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設	设であるとき
		623 単位			619 単位
( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,039 単位	(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,032 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	822 単位	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	817 単位
(4)	入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>784 単位</u>	(4)	入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>779 単位</u>
(5)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	655 単位	(5)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>651 単位</u>
(6)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>585 単位</u>	(6)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>581 単位</u>
(7)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>562 単位</u>	(7)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	558 単位
(8)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>541 単位</u>	(8)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	537 単位
(9)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>519 単位</u>	(9)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>516 単位</u>
(10)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>501 単位</u>	(10)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	498 単位
(11)	入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	480 単位	(11)	入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	477 単位
(12)	入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>477 単位</u>	(12)	入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>474 単位</u>
(13)	入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	475 単位	(13)	入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	472 単位
(14)	入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	472 単位	(14)	入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	469 単位
(15)	入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	469 単位	(15)	入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	466 単位
(16)	入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	466 単位	(16)	入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>463 単位</u>

入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	462 単位	(17)	入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	459 単位
入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	458 単位	(18)	入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	455 単位
入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	454 単位	(19)	入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>451 単位</u>
入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	450 単位	(20)	入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	447 単位
入所定員が 191 人以上の場合	<u>447 単位</u>	(21)	入所定員が 191 人以上の場合	<u>444 単位</u>
主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童	童に限る。	П	主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童	章に限る。
l下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合		足	以下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が 30 人以下の場合	792 単位	(1)	入所定員が 30 人以下の場合	787 単位
入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	723 単位	(2)	入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	718 単位
入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	687 単位	(3)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	682 単位
入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	656 単位	(4)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	652 単位
入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	626 単位	(5)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	622 単位
入所定員が 71 人以上の場合	596 単位	(6)	入所定員が 71 人以上の場合	592 単位
主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指	定入所支援	ハ 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援		
行う場合		を	<b>そ行う場合</b>	
入所定員が5人の場合		(1)	入所定員が5人の場合	
当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	あるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であ	あるとき
<u>1</u>	l, 054 単位		<u>1</u>	, 047 単位
当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位	(二)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
入所定員が6人以上9人以下の場合		(2)	入所定員が6人以上9人以下の場合	
当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	あるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であ	あるとき
	766 単位			761 単位
当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位	(二)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
入所定員が 10 人の場合		(3)	入所定員が 10 人の場合	
	入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 入所定員が 191 人以上の場合 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童で、自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 入所定員が 30 人以下の場合 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 入所定員が 71 人以上の場合 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定行う場合 入所定員が 5 人の場合 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行う施設に併設する施設が主たる施設では対策を行うを記述さればいます。	入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 458 単位 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 454 単位 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 450 単位 入所定員が 181 人以上の場合 447 単位 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童に限る。は下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 792 単位 入所定員が 30 人以下の場合 723 単位 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 687 単位 入所定員が 51 人以上 50 人以下の場合 656 単位 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 626 単位 入所定員が 71 人以上の場合 596 単位 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合 596 単位 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合 31 人以上の場合 32 単位 32 単位 32 単位 33 単位 34	入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 458 単位 (18) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 450 単位 (20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 450 単位 (20) 入所定員が 191 人以上の場合 447 単位 (21) 主として知的障害のある児童 (自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 792 単位 (1) 入所定員が 30 人以下の場合 723 単位 (2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 723 単位 (2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 656 単位 (4) 入所定員が 71 人以上の場合 626 単位 (5) 入所定員が 71 人以上の場合 596 単位 (6) 土として盲児 (強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援 7. 大野定員が 5人の場合 1. 1、054 単位 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき (一) 1. 054 単位 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき (一) 1. 054 単位 1. 054 世位	→ 所定員が161人以上170人以下の場合 458単位

(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき		当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	ぎあるとき
	766 単位			<u>761 単位</u>
( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608単位	( <u>—</u> )	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1, 597 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835 単位	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(4)	入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4)	入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	ぎあるとき
	586 単位			582 単位
( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150単位	( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1, 142 単位</u>
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 単位
(5)	入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5)	入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	ぎあるとき
	544 単位			540 単位
( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965 単位	( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	959 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 単位
(6)	入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6)	入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	ぎあるとき
	487 単位			484 単位
( <u>—</u> )	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864 単位	( <u>—</u> )	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	858 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736単位	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位
(7)	入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7)	入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	ぎあるとき
	458 単位			455 単位
( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 736 単位	( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	731 単位
(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>736 単位</u>	(三)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位

- 定員が 31 人以上 35 人以下の場合(当該指定入所支援を行	う施設が	(8)	入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を	行う施設が
施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設である。	とき。(9)か	Ė	Eたる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設である	とき。(9)か
でにおいて同じ。)	648 単位	Ę	5(15)までにおいて同じ。)	644 単位
定員が 36 人以上 40 人以下の場合	603 単位	(9)	入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	599 単位
定員が 41 人以上 50 人以下の場合	529 単位	(10)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	526 単位
定員が 51 人以上 60 人以下の場合	510 単位	(11)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	507 単位
定員が 61 人以上 70 人以下の場合	492 単位	(12)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	489 単位
定員が 71 人以上 80 人以下の場合	473 単位	(13)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	470 単位
定員が 81 人以上 90 人以下の場合	456 単位	(14)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	453 単位
定員が 91 人以上の場合	438 単位	(15)	入所定員が 91 人以上の場合	435 単位
してろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し	し指定入所	=	主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対	し指定入所
支援を行う場合			<b>を援を行う場合</b>	
定員が5人の場合		(1)	入所定員が5人の場合	
指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設でな	あるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	あるとき
<u>1</u>	, 054 単位			1,047 単位
指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	831 単位	(二)	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
定員が6人以上9人以下の場合		(2)	入所定員が6人以上9人以下の場合	
指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設でな	あるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	あるとき
	785 単位			780 単位
指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	831 単位	( <u></u>	当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
定員が 10 人の場合		(3)	入所定員が 10 人の場合	
指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設でを	あるとき	(—)	当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で	あるとき
	785 単位			780 単位
指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき $\underline{1}$	, 597 単位	(二)	当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587 単位
	施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設である。でにおいて同じ。) 定員が36人以上40人以下の場合 定員が41人以上50人以下の場合 定員が51人以上60人以下の場合 定員が51人以上70人以下の場合 定員が71人以上80人以下の場合 定員が81人以上90人以下の場合 定員が91人以上の場合 してろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し 行う場合 定員が5人の場合 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設で 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	定員が 36 人以上 40 人以下の場合 603 単位 定員が 36 人以上 50 人以下の場合 529 単位 定員が 51 人以上 60 人以下の場合 510 単位 定員が 51 人以上 70 人以下の場合 492 単位 定員が 71 人以上 80 人以下の場合 473 単位 定員が 81 人以上 90 人以下の場合 456 単位 定員が 91 人以上の場合 438 単位 してろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所行う場合 22 員が 5 人の場合 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 1,054 単位 定員が 6 人以上 9 人以下の場合 831 単位 定員が 6 人以上 9 人以下の場合 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 785 単位 指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 331 単位 定員が 10 人の場合 指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 785 単位 25 単位 10 人の場合	施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)かでにおいて同じ。)  定員が36人以上40人以下の場合 定員が41人以上50人以下の場合 定員が51人以上60人以下の場合 に員が61人以上70人以下の場合 に員が71人以上80人以下の場合 に員が71人以上90人以下の場合 に員が91人以上の場合 に員が91人以上の場合 に員が51人以上の場合 に員が51人以上の場合 に員が51人以上の場合 に員が51人以上の場合 に員が51人以上の場合 にころうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所行う場合 に定員が5人の場合 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき に会員が6人以上9人以下の場合 に定員が6人以上9人以下の場合 に定員が6人以上9人以下の場合 に定員が6人以上9人以下の場合 に定員が6人以上9人以下の場合 に定員が6人以上9人以下の場合 につくなどの表記であるとき に会員が10人の場合 についておよび単独施設であるとき に会員が10人の場合 についておよび単独施設であるとき に会員が10人の場合 についておよび単独施設であるとき に会員が10人の場合 についておよび単位 についておよび単独施設であるとき に会員が10人の場合 についておよび単独施設であるとき に会員が10人の場合 についておよび単位 についてはよび単位 についてはよびまではよびまがよびまがよびまがよびまがよびまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまが	施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)かでにおいて同じ。)  648 単位 定員が36人以上40人以下の場合 定員が36人以上50人以下の場合 に

<u>立</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>826 単位</u>
(	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
(	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>立</u>	583 単位
<u>立</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,134 単位</u>
<u>立</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>752 単位</u>
(	(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
(	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>立</u>	543 単位
<u>垃</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>957 単位</u>
<u>垃</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>752 単位</u>
(	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
(	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>立</u>	481 単位
<u>垃</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>811 単位</u>
<u>垃</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>727 単位</u>
(	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
<u>垃</u>	458 単位
<u>垃</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>727 単位</u>
<u>垃</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>727 単位</u>
が(	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が
か	主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)か
<u>立</u>	ら(15)までにおいて同じ。) 641 単位
	位 "位位位 "位位位 "位位位 "位位位がか位

(—)	60 日目まで	419 単位	(—)	60 日目まで	<u>417 単位</u>
(1)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
	指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合			指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(3)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	913 単位	(3)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	909 単位
(2)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>	(2)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	173 単位
(1)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	351 単位	(1)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	349 単位
1	指定医療型障害児入所施設の場合(口に該当する場合を除く。	)	1	指定医療型障害児入所施設の場合(口に該当する場合を除く。	)
医療	<sup>長</sup> 型障害児入所施設給付費(1日につき)		医疗	<sup>寮型障害児入所施設給付費(1日につき)</sup>	
第 2	医療型障害児入所施設		第2	2 医療型障害児入所施設	
(4)	入所定員が 71 人以上の場合	707 単位	(4)	入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
(3)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	723 単位	(3)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(2)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	738 単位	(2)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(1)	入所定員が 50 人以下の場合	752 単位	(1)	入所定員が 50 人以下の場合	747 単位
拐	を行う場合		扫	爰を行う場合	
l	いう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し持	旨定入所支	ι	いう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し批	定入所支
ホ	主として肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体		ホ	主として肢体不自由(法第6条の2の2第3項に規定する肢体	 本不自由を
(15)	入所定員が 91 人以上の場合	437 単位	, ,	入所定員が 91 人以上の場合	434 単位
(14)	入所定員が81人以上90人以下の場合	454 単位	(1.5)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	451 単位
(13)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	471 単位	(13)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	468 単位
(12)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	490 単位	(12)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	487 単位
(11)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<del>507</del> 単位	(11)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	504 単位
(10)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	526 単位	(10)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	523 単位
(9)	入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	600 単位	(9)	入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	596 単位

181 日目以降 180 日目まで   361 単位   181 日目以降 180 日目まで   349 単位   205 単位   181 日目以降 180 日目まで   205 単位   181 日目以降 90 日目まで   204 単位   181 日目以降 90 日目まで   205 単位   181 日目以降 90 日目まで   205 単位   181 日目以降 90 日目まで   205 単位   181 日目以降 90 日目まで   204 単位   181 日目以降 180 日目まで   205 単位   181 日目以降 90 日目まで   188 単位   181 日目以降 180 日目まで   181 日目以降 90 日目まで   181 日目以降 90 日目まで   181 日目以降 90 日目まで   181 日目以降 90 日目まで   191 目目以降 180 日目まで   191 日目以降 90 日目まで   191 目目以降 180 日目まで   91 日目以降 90 日目まで   997 単位   181 日目以降 90 日目まで   997 単位   181 日目以降 90 日目まで   999 単位   181 日目以降 90 日目まで   999 単位   181 日目以降 90 日目まで   999 単位   181 日目以降 90 日目まで   204 単位   181 日目以降 90 日目まで   205 単位   181 日目以降 90 日目まで   206 単位   125 単位   125 単位   125 単位   125 単位   125 単位   125 単位   126						
1811日日以降 318単位   1811日日以降 317単位   1811日日以降 317単位   1811日日以降 317単位   1811日日以降 317単位   1811日日以降 90日目まで 205単位   1811日日以降 90日目まで 188単位   1811日日以降 1801日目まで 174単位   1811日日以降 180日目まで 174単位   1811日日以降 180日目まで 173単位   1811日日以降 180日目まで 173単位   1811日日以降 180日目まで 173単位   1811日日以降 180日目まで 1700単位   1811日日以降 90日目まで 1700単位   1811日日以降 90日目まで 1700単位   1811日日以降 90日目まで 1700単位   1811日日以降 90日目まで 1811日日以降 90日目まで 1811日日以降 90日目まで 1811日日以降 90日目まで 1811日日以降 90日目まで 909単位   1811日日以降 90日目まで 909単位   1811日日以降 180日目まで 908単位   1811日日以降 180日目まで 908単位   1811日日以降 180日目まで 908単位   1811日日以降 180日目まで 125単位   1811日以降 180日目まで 125単位   181日以降 180日目まで 131単位   181日以降 180日目まで 151単位   181日以降 180日目まで 151単位   181日以降 180日目まで 151単位   181日以降 180日目まで 151単位   181日以降 180日目まで 125単位   181日日以降 181日日以降 181日日以降 181日日   181日日以降 181日日以降 181日日以降 181日日以降 181日日以降 181日日以降 181日日以降 181日日   181日日以降 181日日   181日日まで 125単位   181日日   181日日   181日日   181日日   181日日   181日日   181日日まで 125単位   181日日   181日日   181日日まで 125単位   181日日   181日日まで 125単位   181日日   181日日   181日まで 125単位   181日日   181日まで 125単位   181日日   181日日まで 125単位   181日日	( <u></u>	61 日目以降 90 日目まで	383 単位	(二)	61 日目以降 90 日目まで	381 単位
2 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	(三)	91 日目以降 180 日目まで	351 単位	(三)	91 日目以降 180 日目まで	349 単位
60 日目まで   205単位	(四)	181 日目以降	318 単位	(四)	181 日目以降	317 単位
189単位	(2)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
174単位   181 日目以降   180 日目まで   173 単位   181 日目以降   181 日日以降   181 日日以日   181 日日以日   181 日日   18	(—)	60 日目まで	205 単位	(—)	60 日目まで	204 単位
181 日目以降	( <u></u>	61 日目以降 90 日目まで	189 単位	(二)	61 日目以降 90 日目まで	188 単位
3  主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(三)	91 日目以降 180 日目まで	174 単位	(三)	91 日目以降 180 日目まで	173 単位
(一)         60 日目まで         1,100 単位         (一)         60 日目まで         1,095 単位           (二)         61 日目以降 90 日目まで         913 単位         (二)         61 日目以降 90 日目まで         997 単位           (三)         91 日目以降 180 日目まで         913 単位         (三)         91 日目以降 180 日目まで         909 単位           (四)         181 日目以降         824 単位         (四)         181 日目以降         820 単位           (八)         技ととして肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合         126 単位         (1)         主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合         125 単位           (2)         主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合         (二)         152 単位         (二)         152 単位           (1)         主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合         (二)         152 単位         (二)         60 日目まで         151 単位           (二)         61 日目以降 90 日目まで         138 単位         (二)         61 日目以降 90 日目まで         137 単位           (二)         61 日目以降 180 日目まで         126 単位         (二)         61 日目以降 90 日目まで         137 単位           (二)         61 日目以降 180 日目まで         125 単位         (二)         61 日目以降 90 日目まで         137 単位           (三)         114 単位         (三)         114 単位         (三)         113 単位           (2)         主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合         113 単位	(四)	181 日目以降	159 単位	(四)	181 日目以降	158 単位
(二) 61 日目以降 90 日目まで         1.002 単位         (二) 91 日目以降 180 日目まで         913 単位         (三) 91 日目以降 180 日目まで         909 単位           (四) 181 日目以降 180 日目まで 181 日目以降 180 日目まで 125 単位 (三) 91 日目以降 180 日目まで 137 単位 (三) 91 日目以降 180 日目まで 125 単位 (三) 91 日目以降 180 日目まで 131 単位 (三) 22 単位 (三) 22 単位 (三) 22 単位 (三) 23 単位 (三) 23 単位 (三) 24 世位 (三) 25 単位 (三) 25 世紀 (三) 25 単位 (三) 25 世本 (三) 25 単位 (三) 25 世本 (	(3)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
191 日目以降 180 日目まで   913 単位   181 日目以降   824 単位   181 日目以降   824 単位   181 日目以降   824 単位   181 日目以降   824 単位   181 日目以降   820 単位   181 日目以降   820 単位   181 日目以降   820 単位   181 日目以降   820 単位   182 単位   183 単位   183 単位   180 日目まで   181 日目以降 90 日目まで   181 日目以降 90 日目まで   138 単位   126 単位   181 日目以降 90 日目まで   138 単位   126 単位   181 日目以降 180 日目まで   125 単位   131 単位   1	(—)	60 日目まで	1, 100 単位	(—)	60 日目まで	1,095 単位
四	( <u></u>	61 日目以降 90 日目まで	1,002 単位	(二)	61 日目以降 90 日目まで	997 単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合(二に該当する場合を除く。) (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 126 単位 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 889 単位 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 125 単位 (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 889 単位 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 889 単位 (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 152 単位 (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 (1) 主として関係 90 日目まで (2) 日目以降 90 日目まで (33 単位 (2) 131 日目以降 90 日目まで 125 単位 (2) 14 単位 (2) 14 単位 (2) 14 単位 (2) 151 日目以降 180 日目まで 125 単位 (2) 14 日目以降 180 日目まで 125 単位 (2) 151 日目以降 180 日目まで 125 単位 (2) 14 日目以降 181 日日以降 181 日日 181 日日以降 181 日日 18	(三)	91 日目以降 180 日目まで	913 単位	(三)	91 日目以降 180 日目まで	909 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       126単位       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       125単位         (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合       889単位       (2) 主として腫症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合       20 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       20 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       20 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       2151単位         (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (2) 自日以降 90 日目まで       (2) 自日以降 90 日目まで       (2) 自日以降 180 日目まで       (2) 自日以降 181 日目以降       (2) 自日以降 181 日目以降 181 日目以降 181 日目以降 182 日まで       (2) 自己以降 181 日目以降 181 日 日以降 181 日 日以降 181 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(四)	181 日目以降	824 単位	(四)	181 日目以降	820 単位
2 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合   889 単位   (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合   885 単位   (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   152 単位   (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (1) 主として財体不自由児に対し指定入所支援を行う場合   (2) 自目以降 90 日目まで   (2) 自目以降 90 日目まで   (2) 自目以降 90 日目まで   (2) 自目以降 180 日目まで   (2) 自己以降 181 日目以降   (3) 単位   (4) 単位	/\	指定発達支援医療機関の場合(二に該当する場合を除く。)		/\	指定発達支援医療機関の場合(二に該当する場合を除く。	)
二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合       二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合         (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合         (一) 60 日目まで       (一) 60 日目まで         (二) 61 日目以降 90 日目まで       (二) 61 日目以降 90 日目まで         (三) 91 日目以降 180 日目まで       (三) 91 日目以降 180 日目まで         (四) 181 日目以降       (四) 181 日目以降         (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	126 単位	(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125 単位
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合       (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合         (一) 60 日目まで       152 単位         (二) 61 日目以降 90 日目まで       138 単位         (三) 91 日目以降 180 日目まで       126 単位         (四) 181 日目以降       114 単位         (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合       12 として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(2)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	889 単位	(2)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885 単位
(一)       60 日目まで       152 単位       (一)       60 日目まで       151 単位         (二)       61 日目以降 90 日目まで       138 単位       (二)       61 日目以降 90 日目まで       137 単位         (三)       91 日目以降 180 日目まで       126 単位       (三)       91 日目以降 180 日目まで       125 単位         (四)       181 日目以降       113 単位         (2)       主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	=	指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		=	指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(二) 61 日目以降 90 日目まで       138 単位       (二) 61 日目以降 90 日目まで       137 単位         (三) 91 日目以降 180 日目まで       126 単位       (三) 91 日目以降 180 日目まで       125 単位         (四) 181 日目以降       114 単位       (四) 181 日目以降       113 単位         (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合       (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(三) 91 日目以降 180 日目まで       126 単位       (三) 91 日目以降 180 日目まで       125 単位         (四) 181 日目以降       114 単位       (四) 181 日目以降       113 単位         (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合       (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(—)	60 日目まで	152 単位	(—)	60 日目まで	<u>151 単位</u>
四 181 日目以降	(二)	61 日目以降 90 日目まで	138 単位	( <u></u>	61 日目以降 90 日目まで	137 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(三)	91 日目以降 180 日目まで	126 単位	(三)	91 日目以降 180 日目まで	125 単位
	(四)	181 日目以降	<u>114 単位</u>	(四)	181 日目以降	113 単位
<ul><li>(一) 60 日目まで</li><li>(一) 60 日目まで</li><li>(一) 60 日目まで</li><li>(五) 1,071 単位</li></ul>	(2)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2)	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	(—)	60 日目まで	1,076 単位	(—)	60 日目まで	<u>1,071 単位</u>

(二) 61 日目以降 90 日目まで	978 単位	(二) 61 日目以降 90 日目まで	973 単位
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>889 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>885 単位</u>
四 181 日目以降	<u>800 単位</u>	四 181 日目以降	<u>796 単位</u>

# 2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

# (1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定) においては、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく」こととされており、2019 年 10 月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料1】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料2】

## ①対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

### ②対象施設

- · 児童発達支援事業所
- 医療型児童発達支援事業所
- 居宅訪問型児童発達支援事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- ※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援 を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。
- ※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。
- ※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた 児童発達支援事業所も無償化の対象となる。
- ※ 措置による場合も無償化の対象となる。

#### ③財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる(国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費: 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費: 国 1/2、都道府県 1/2)。 さらに、初年度に要する周知費用(1億円)及びシステムの改修経費(22 億円)については、別途国庫補助を予定している。

# (2) 具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な 事務は以下のとおり。【関連資料3】

# ①自治体の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対 する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな 受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

## ②事業者等の事務

- リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象 となる児童を把握する。

# 障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

# 〇新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)

1. 幼児教育の無償化

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。(略)

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。 また、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく。(略)

# ○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)(抄)

- 1. 人づくり革命の実現と拡大
- (1)人材への投資
- ① 幼児教育の無償化

(略)

このほか、<u>就学前の障害児の発達支援(いわゆる「障害児通園施設」)については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする</u>。(略)

(実施時期)

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

# 〇幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日)(抄)

- 4. 就学前の障害児の発達支援
- 〇 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。<u>具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化</u>する。 また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。<sup>21</sup>
- 19 <u>就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。</u>
- 20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。
- 21 認可外保育施設等と併用した場合も同様(認可外保育施設等については上限額あり)。

事 務 連 絡 平成30年12月28日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中 中 核 市

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企 画 課 障害福祉課

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく」こととなっており、2019 年 10 年からの実施に向けて検討を進めてきたところ、本日、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合が開催され、別添のとおり合意されました。

就学前の障害児の発達支援の無償化については、下記のとおりとなりますので、都道府県、市区町村におかれましては、必要な予算計上等の御対応をお願いするとともに、都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村(特別区を含む。)に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

- 2. 対象施設
  - 児童発達支援事業所
  - 医療型児童発達支援事業所
  - 居宅訪問型児童発達支援事業所

- · 保育所等訪問支援事業所
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- ※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。
- ※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象となります。
- ※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発 達支援事業所も対象となります。
- ※措置による場合も無償化の対象となります。

### 3. 財政措置

就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、 障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応する こととなります。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただくこととなりますので御留意ください(国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費: 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費: 国 1/2、都道府県 1/2)。

さらに、無償化の実施に当たって初年度に要する周知費用及びシステムの 改修経費については、別途、国庫補助を予定しており、今後、詳細が決まり次 第、速やかに御連絡します。

参考:「障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて(案)」 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合 (平成30年12月28日)会議資料」

#### (照会先)

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児·発達障害者支援室障害児支援係

Tel: 03-5253-1111 (内線 3037)

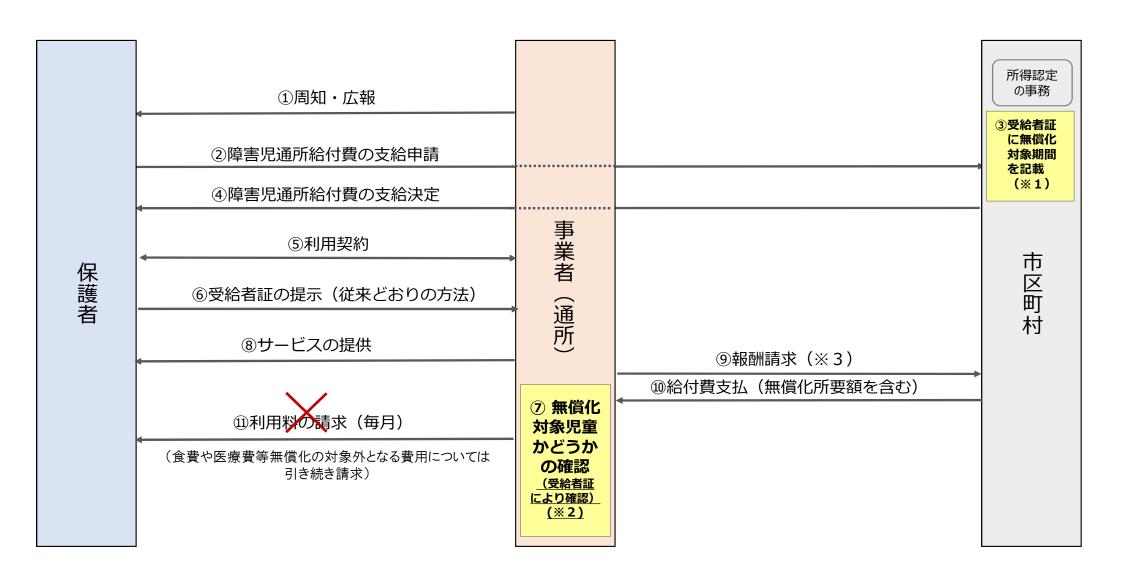
(注)本資料は今後、政省令等で具体的に示す予定の内容も含まれており、適宜内容を変更する場合があることに 留意して下さい。

# 就学前の障害児の発達支援の無償化における 事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所(契約)
- (2) 障害児入所施設(契約)
- (3) 障害児通所支援事業所(やむを得ない措置)
- (4) 障害児入所施設(措置)

# (1) 障害児通所支援事業所(契約)の事務のフローについて(案)

# 検討中資料



# (詳細説明)

# 【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

# 【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

○利用開始前々月 事業者:自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施

~前月頃迄 保護者:市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請

○利用開始前月頃迄 市区町村:保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)

(※1)2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。

保護者:事業者と利用契約締結

○毎月 事業者:障害児ヘサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)

(※2) 2019年10月~2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。

○2019年10月~2020年3月まで・・・生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象 ○2020年4月~2020年9月まで・・・生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象

以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。

○毎翌月初旬頃 <u>事業者:保護者への利用料の請求</u> → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要

※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求

事業者:国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)

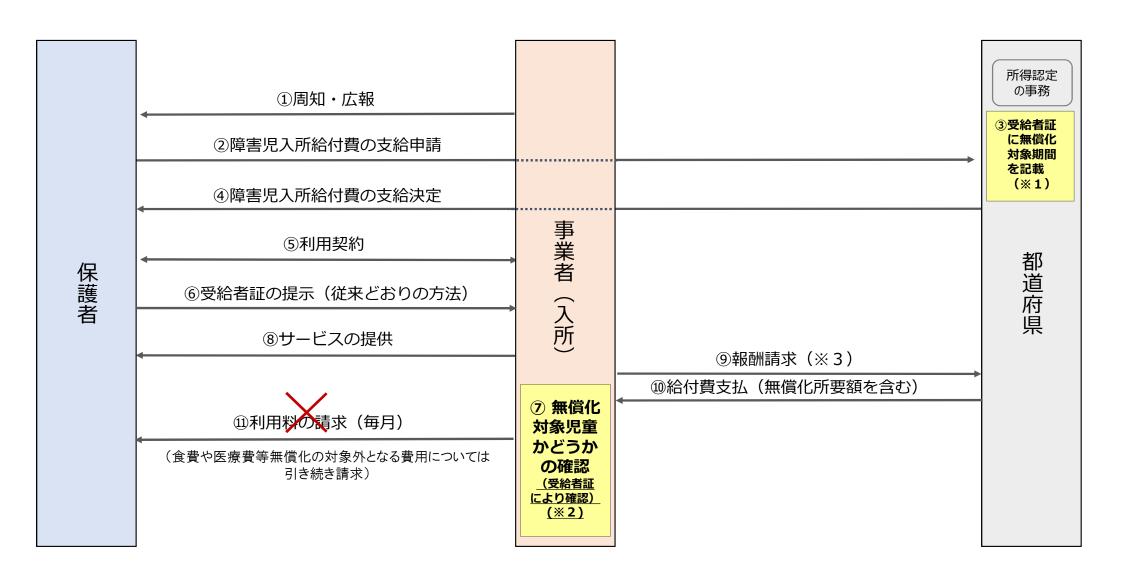
(※3)無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。

国保連:市区町村へ障害児通所給付費を請求

市区町村:国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

# (2) 障害児通入所支援事業所(契約)の事務のフローについて(案)

# 検討中資料



# (詳細説明)

# 【基本的な考え方】

○ 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。 (国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している都道府県が多い。)

○ 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

# 【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

○利用開始前々月 事業者:自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施

~前月頃迄 保護者:都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請

○利用開始前月頃迄 都道府県:障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)

(※1)2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。

保護者:事業者と利用契約締結

○毎月 事業者:障害児ヘサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)

(※2) 2019年10月~2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。

○2019年10月~2020年3月まで・・・生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象 ○2020年4月~2020年9月まで・・・生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象

以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。

○毎翌月初旬頃 <u>事業者:保護者への利用料の請求</u> → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要

※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求

(※3)無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。

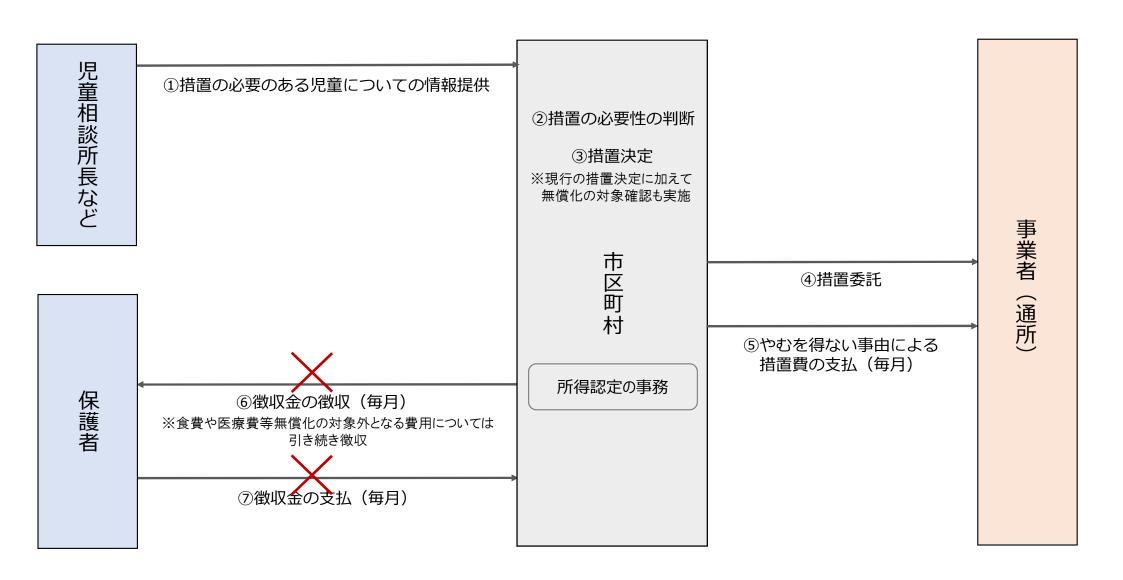
国保連:都道府県へ障害児入所給付費を請求

都道府県:国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他(備考)】 【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

# 検討中資料

# (3) 障害児通所支援事業(やむを得ない措置)の事務のフローについて(案)



# (詳細説明)

# 【基本的な考え方】

○ 現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

# 【主な事務の流れ】

○利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定

事業者と市区町村による措置契約締結

○毎月 事業者が障害児ヘサービスを提供

○翌月以降 市区町村から徴収金の徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要

※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収

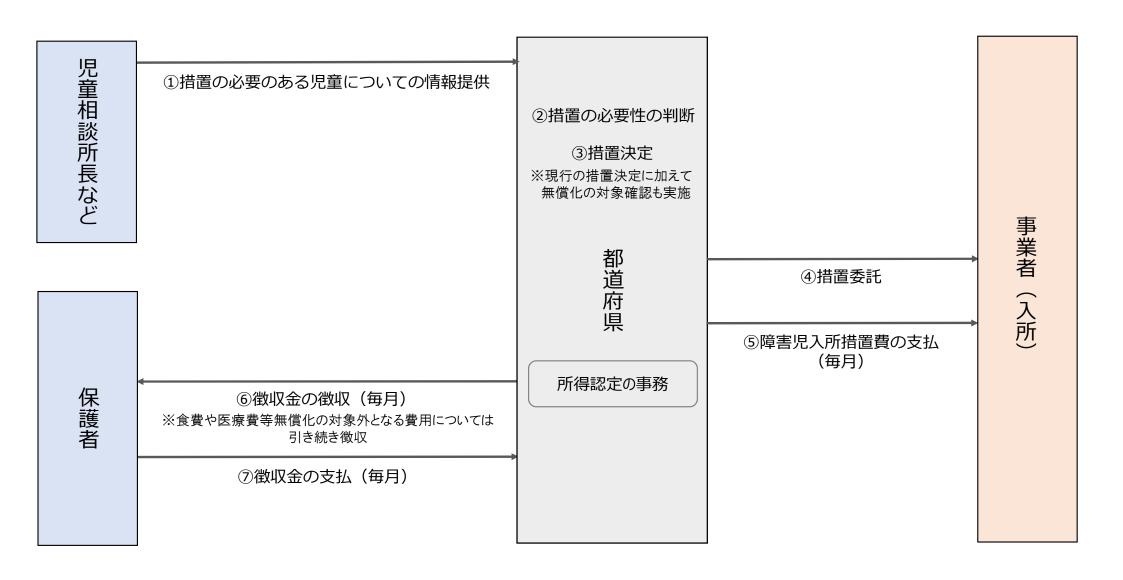
○翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出 → <u>徴収金相当分(無償化分)も併せて請求</u>

市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

# 【その他(備考)】

○【※】具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

# (4) 障害児入所施設(措置)の事務のフローについて(案)



# (詳細説明)

# 【基本的な考え方】

○ 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

# 【主な事務の流れ】

○利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定

事業者と都道府県による措置契約締結

○毎月 事業者が障害児ヘサービスを提供

○翌月以降 都道府県から徴収金の徴収 →食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収

○翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分(無償化分)も併せて請求

都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

# 【その他(備考)】

○ 【※】具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。

# 13 障害児支援について

# (8) 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

野田市の児童虐待による死亡事案を受け、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知)が発出され、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所等)も対象とされたところ。

また、障害児通所支援事業所における利用頻度が低い幼児児童生徒等、または利用が不定期である幼児児童生徒等の取扱いについては、「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」(平成31年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)においてお示ししている。

都道府県におかれては、管内市町村及び市町村管内の障害児通所支援事業所に、 指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知をお願いする。【関連資料7】

関連資料7

府子本第 189 号 30 文科初第 1616 号子発 0228 第 2 号障発 0228 第 2 号平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事 都道府県教育委員会教育長 指 定 都 市 市 長 指定都市教育委員会教育長 核 市 市 児童相談所設置市市長 附属学校を置く国立大学法人学長 附属学校を置く公立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社 を所管する構造改革特別区域法第 12 条 第1項の認定を受けた地方公共団体の長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 高等専門学校を設置する地方公共団体の長 高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長 高等専門学校を設置する学校法人の理事長

各

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略) 文部科学省総合教育政策局長 (公印省略) 文部科学省初等中等教育局長 (公印省略) 文部科学省高等教育局長 (公印省略) 厚生労働省子ども家庭局略) 厚生労働省子とも家庭局略) 厚生労働省会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設をいう。)及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。)及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事案を受け、「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。 なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

### 1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

### (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元(児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。)は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

# (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもから の虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な 事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

### (3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策 地域協議会(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に規定する要保護児童対策地 域協議会をいう。以下同じ。)において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用する こと。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

#### (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を発出し、要保護児童等(要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。)の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

(なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。)

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化』><児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

#### (5) 児童虐待に関する研修の更なる充実について

3. (1)記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まれたい。

# 2. ケース対応において留意すべき事項

### (1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、 親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学 校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に 対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応 を図られたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうするか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥ 『保育所、学校等からの通告相談』>

### (2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関(学校等)などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2.虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

#### (3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考える必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

く子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

# 3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

### (1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の 仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、 教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業 (国庫補助事業) は以下のとおりであるので、積極的に 活用されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』>

〇子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』 学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職 員による合同研修

### 〇都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相 談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号 30 文科初第 1618 号子発 0228 第 3 号障発 0228 第 3 号平成 31 年 2 月 28 日

道 府 県 知 事 都 都道府県教育委員会教育長 指 定 都 市 市 長 指定都市教育委員会教育長 中 核 市 市 児童相談所設置市市長 附属学校を置く国立大学法人学長 附属学校を置く公立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所管する構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた地方公共団体の長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 高等専門学校を設置する地方公共団体の長 高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長 高等専門学校を設置する学校法人の理事長

各

殿

内閣府子ども・子育で本部統括官 (公印省略) 文部科学省総合教育政策局長 (公印省略) 文部科学省初等中等教育局長 (公印省略) 文部科学省高等教育局長 (公印省略) 厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(別添)を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成30年7月20日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)については廃止する。

また、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的助言であることを申し添える。 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への 定期的な情報提供に関する指針

## 1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校(以下「学校」という。)、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。)及び障害児通所支援事業所(以下「学校・保育所等」という。)から市町村又は児童相談所(以下「市町村等」という。)への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供(以下「定期的な情報提供」という。)に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

## 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。)において、児童虐待ケースとして進行管理台帳(注)に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児(以下「幼児児童生徒等」という。)を対象とする。

(注)進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所(児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。)が 管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学 校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児 児童生徒等を対象とする。

# 3 定期的な情報提供の頻度・内容

# (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

## (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、 欠席の理由とする。

# 4 定期的な情報提供の依頼の手続

# (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

# (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

## 5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

- (1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を 行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等と の間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意 した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。
- (2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等(私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。)に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

# (1)情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

# (2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通 所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所 支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本 取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

#### (1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。
  - なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。
- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や 家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又 は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース(上記2(2)の場合を除く。)について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に(例えば3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

# (2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合
  - ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応 方針の検討を組織として行う。
- ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。
- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

# 9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた(虐待防止法第13条の4)。

(2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を 不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければなら ないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

#### 10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)

# (資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の 医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯 科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の 医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する 福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の 状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、そ の保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資 料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童 相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、 かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただ し、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その 保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認め られるときは、この限りでない。

障障発 0228 第 1 号 平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県各 指 定 都 市 御中児童相談所設置市

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課長 ( 公 印 省 略 )

# 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を発出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれては管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添えます。

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合 (保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等)は上記の取扱い をしないことができる。

以上

事 務 連 絡 平成31年3月8日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中 児童相談所設置市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児·発達障害者支援室

2019 年 4 月以降の放課後等デイサービス事業所及び 児童発達支援事業所の報酬区分の適用について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成30年7月26日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」において、「なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があった場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。」としていたところですが、その具体的な取扱は以下の通りとしますので、市町村及び事業所への周知方よろしくお願いいたします。

記

(2019年4月以降の報酬区分の適用について)

- ① 2018 年 10 月 1 日から 2019 年 3 月末までの 6 か月の延べ利用児童数の実績 に基づいて、2019 年 4 月以降の報酬区分を判断すること。
- ② 2019年4月末までに届出があった場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用すること。

なお、上記の②については、児童発達支援事業所における「主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う事業所」としての報酬区分の判断にあたっても同様とする。

以上

子 発 0215 第 2 号 障 発 0215 第 5 号 平成 31 年 2 月 15 日

各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 (公印省略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について (施行通知)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。)が、本日公布され、平成31年4月1日から施行することとしている。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その適正かつ円滑な 実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

## 第1 改正の趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項において、都道府県は、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。また、同条第2項において、当該条例を定めるに当たっては、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数等については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については当該基準を参酌するものとされている。

当該基準として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)が定められているところ、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)に基づき平成30年度に行われた地方公共団体からの提案(以下「提案」という。)等を踏まえ、基準省令について所要の見直しを行うものである。

# 第2 改正の内容

(1) 児童指導員の要件の見直し

小学校、中学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができるところ、提案を踏まえ、幼稚園の教諭の免許状を有する者を児童指導員にな

ることができる者に追加すること。

また、大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとすること。

# (2) 心理療法担当職員等の要件の見直し

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の心理療法担当職員、福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員並びに児童自立支援施設の児童自立支援専門員についても、大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者であることが要件の一つであるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとすること。

## 第3 運用上留意すべき事項

児童福祉法第45条第1項において、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、本改正に伴う条例改正について適正かつ円滑に実施されたい。

## 第4 施行期日

平成31年4月1日

# 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う中核市への権限移譲について

標記法律が平成29年4月26日に公布されたことに伴い、地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行することとなっております。

施行に伴い、これまで<mark>和歌山県で行っていた業務のうち、「指定障害児通所支援事業者等の指定、報告命令、立入検査等及び業務管理体制の届出」については、和歌山市内に所在する事業所分は和歌山市が行うこととなります。</mark>

つきましては、申請、届出等の業務について、法人内でも十分周 知を図られ、施行日以降の申請先に誤りがないようよろしくお願い します。

なお、県から和歌山市へ権限移譲することにより、事業者が行わなければならない事務は特にございませんので念のため申し添えます。

和歌山市に所在のある事業所については、主に以下の業務の主体が県から和歌山市に変わります。

- ①事業所指定、指定変更、指定更新 事業所の指定に関する一連の業務
- ②変更、休止、廃止 運営規程や加算等の内容変更、事業所の 休廃止に関する一連の業務
- ③指定の取消 事業所の指定の取消に関する一連の業務
- ④業務管理体制業務管理体制の届出に関する一連の業務
- ⑤実地指導 事業所の実地指導に関する一連の業務

①②③④については

市の障害者支援課、

⑤については市の

指導監査課が窓口

となります。

お問い合わせ

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 電話 073-441-2537

# 和歌山市ホームページへのアクセス方法

トップページ > 事業者 > 福祉 > 障害福祉サービス等事業者の方へ > 障害福祉サービス等事業者の方へ



ホームページアドレス

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1009091/1003152.html

## 下記の方法でもアクセスできます

